

滝沢市立学校給食センター調理等業務の受託業者選考委員会設置要領

1 設 置

滝沢市立学校給食センター調理等業務の委託を実施するに当たり、受託予定業者を厳正かつ公正に選考するため、滝沢市立学校給食センター調理等業務の受託業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その結果を市長に報告する。

- (1) 受託予定業者の選考に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

3 組 織

委員会は、委員6名以内をもって次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 滝沢市立学校給食センター運営委員会が推薦する者
- (2) 滝沢市教育委員会教育次長
- (3) 滝沢市教育委員会教育長が指名する者
- (4) 学識経験者

4 任 期

委員の任期は、第2に規定する報告をもって終了する。

5 会議等

- (1) 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- (2) 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
- (3) 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (4) 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

6 関係者の出席

委員長は、必要と認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

7 守秘義務

委員は、この委員会において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 庶 務

委員会の庶務は、学校給食センターにおいて処理する。

9 委 任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。